

子育て支援センター★★うめっこらんど★★が開所します。

うめっこらんどは子どもたちの来館を待っています！

うめっこらんどは0歳から18歳までの子どもと保護者であれば誰でも利用することができる新施設です。（学童保育と遊ゆう広場は有料になります。）

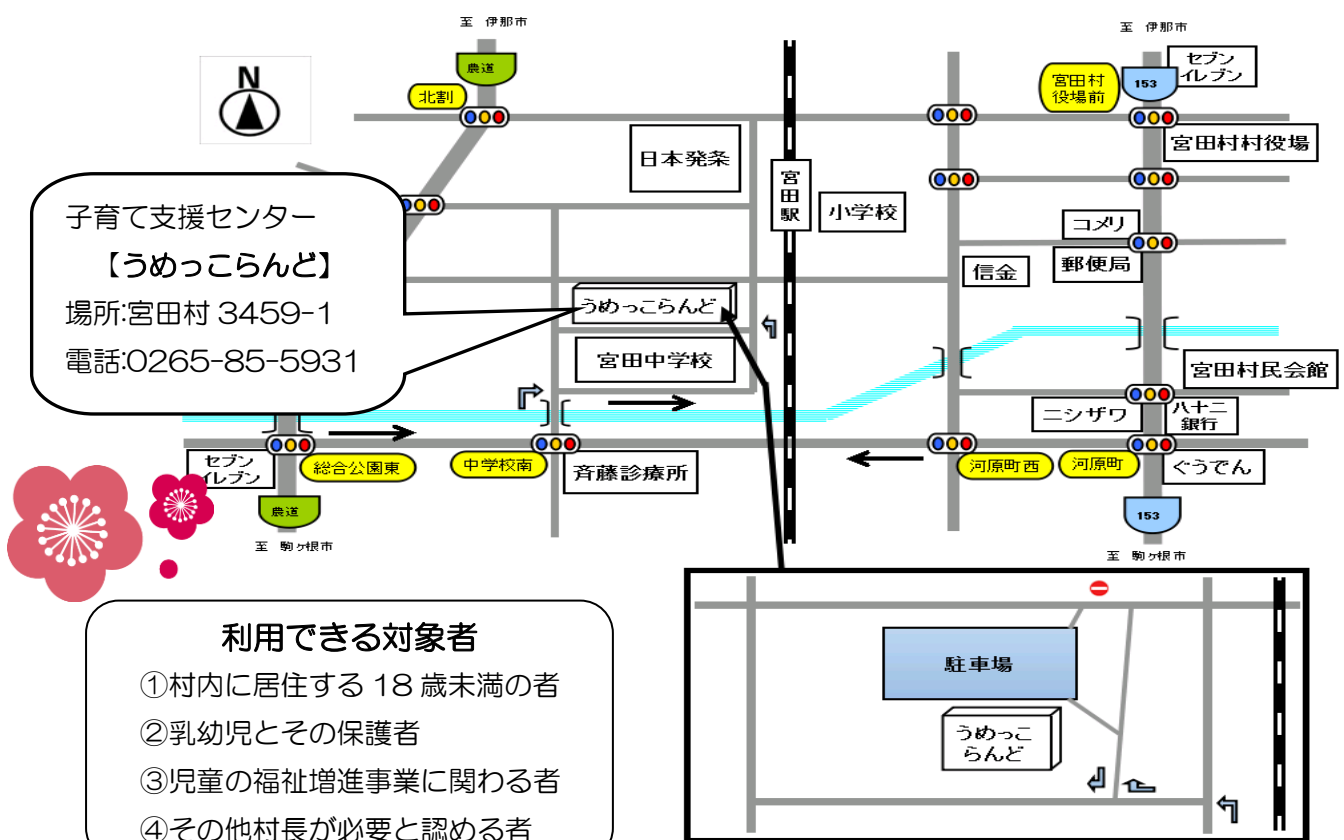
うめっこらんどは同年齢、異年齢の子ども、親が共に集い、育ち育てあう場所です。

うめっこらんどは宮田村の皆さんと共に育っていきます。



この施設の休館日は次のとおりです。

日曜、祝祭日、8月13日から8月16日及び12月29日から翌年の1月3日まで



利用できる対象者

- ① 村内に居住する18歳未満の者
- ② 乳幼児とその保護者
- ③ 児童の福祉増進事業に関わる者
- ④ その他村長が必要と認める者

日々実施する事業

- ① 学童保育
- ② つどいの広場「遊ゆう広場」
- ③ 放課後こども教室
- ④ 児童館事業
- ⑤ ファミリーサポートセンター事業
- ⑥ 子育て相談
- ⑦ 地域の子育て情報の提供

このような事業の利用もできます

- ア. 子育てサークル活動
 - イ. 保護者交流と情報交換活動
 - ウ. 子育て支援に関する研修会や講習会
 - エ. 親の会・当事者の会
 - オ. その他村長が必要と認める事業
- ※ア～エのご利用は当面の間、平日の午前9時30分から午後3時00分までとします。
うめっこらんどへお申し込みください。

うめっこらんどで実施する事業のご案内



学童保育

〇〇対象児童〇〇

宮田小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいないもの



〇〇利用日と時間〇〇

- ・平日の登校日
下校～18時 最長 19時
- ・平日休校日、長期休業日
毎月最終土曜日
8時～18時 最長 19時
- 休日:土、日曜日・祝日
盆期間中・年末年始

〇〇利用料金〇〇

- ・一般登録
12,000円/年
おやつ代 1,000円/月
 - ・一時登録
1,000円/10回
おやつ代 50円/回
- その他利用方法により追加料金有

「遊ゆう広場」

〇〇対象〇〇

- ・0歳～3歳までの乳幼児と保護者



〇〇利用日と時間〇〇

- ・月曜日～金曜日
9時30分～16時
- ・土曜日
10時～14時
- 休日:日曜日、祝日
盆期間中・年末年始

〇〇利用料金〇〇

- ・村内、村外：無料
- ※イベント時、場合によって実費を徴収させていただきますことがあります。

児童館は次ページの「利用のご案内」をご覧ください

～事業を利用するために～

- ① 全ての利用にあたっては利用者登録をお願いします。各事業毎に随時受け付けています。
- ② 子育てサークル等で会場を使用したいときはうめっこらんどへ事前にお申込みください。

～今後希望者を募る事業～

- ① 放課後こども教室は8月開始の予定です。
- ② ファミリーサポートセンター事業



～児童館利用のご案内～

子育て支援センターうめっこらんの開設により、新たに児童館事業を始めます。
児童館利用には登録が必要です。

事業の概要を紹介いたしますので、利用を希望する方はうめっこらんどで登録をお願いします。

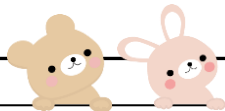
●●対象児童●●

児童館の主な利用対象者は村内在住の 0～18 歳までの児童です。



児童館ではこんなことを考えています

- ★集まった子ども同士でルールを決めて遊びます。
- ★昔からの楽しい遊びをお兄さんやお姉さんと一緒にして遊びます。
- ★時には、弟や妹のような赤ちゃんとのふれあい体験もします。
- ★道具（遊具）がなくても楽しく遊べる方法を子ども同士で考えます。
- ★毎月1回、イベントを開催予定です。集まった子どもがみんなで楽しめる企画を考えていきます。
お楽しみに♪



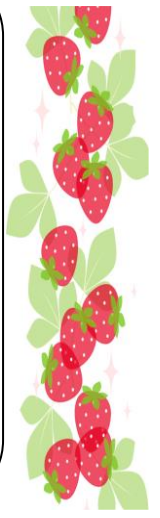
利用日と時間・料金

- ・平日の登校日
下校～17時30分
 - ・土曜日、平日休校日、長期休業日
9時30分～17時30分
冬季は16時30分までです。
- 休日:日曜日、祝日
盆期間中・年末年始

★★料金は無料です★★

～ 児童館利用の約束事 ～

- ・学校帰りの利用はできません。かばんを家に置いて、行き先を伝えてから来館しましょう。
- ・おやつは家で食べて、うめっこらんどには持ってこないようにしましょう。
- ・一日利用するときの昼食は家に帰って食べましょう。
- ・携帯ゲーム機、ゲームカードは使えません。持ってこないようにしましょう。
- ・帰るときは片付けと掃除をしましょう。
- ・施設の閉館時間にかかわらず、夕方のチャイムはお家で聞くように帰りましょう。





ファミリーサポートセンター事業



ファミリーサポートセンター事業とは、子どもを預かって欲しい方「利用会員」と子どもを預かる方「協力会員」が会員となり、地域の中で子育ての助け合いを有償で行なう組織活動です。ファミリーサポートセンター事業は地域で安心して子どもを生き育てる社会や環境づくりを目指しています。〇会員になるためには登録が必要です。

●〇会員とは〇●

- ★ 利用会員＝子育ての援助をして欲しい方
 - * 村内に在住し生後 4 ヶ月から 12 歳までのお子さんを育てている方。
- ★ 協力会員＝子育ての援助をする方
 - * 20 歳以上の男女で心身ともに健康な方。
 - * 資格の有無は問いませんが、村が行なう講習の受講が必要です。
(講習内容は後日ご連絡いたします。)
 - * 原則として自宅での保育が可能であり、秘密が守れる方とします。
- ★ 両方会員＝協力と利用を兼ねる方
 - * 子育ての援助をして欲しい方で、子どもも預かることができる方で、宮田村が行なう講習を受講した方。



●〇援助活動の内容〇●

- ☆ 保育園、幼稚園、小学校の時間外や休日の時の預かり
- ☆ 保育園、幼稚園等への送迎を含む預かり
- ☆ 冠婚葬祭、保護者の病気、学校行事等保護者の都合による預かり
- ☆ このほか子育てに必要な援助
 - 利用したいときは 3 日前の申し込みが必要です。
 - 原則として、病児、宿泊を伴う援助活動は行ないません。

●〇利用料金〇●

- 月曜日から土曜日
- 午前 7 時～午後 7 時 700 円/1 時間
- 日曜・祝日・年末年始
- 上記以外の時間 800 円/1 時間
- ・ 利用料金は利用会員が協力会員に直接支払います。
- ・ 兄弟姉妹の場合は、2 人目から利用料が半額になります。

●〇補償保険制度〇●

事故に備え、会員になると自動的に援助活動を補償する補償保険に加入します。
保険料は宮田村が負担します。

<問い合わせと申し込み先>

- ◇ 宮田村子育て支援センターうめっこらんど事務局
担当 宮澤、寶澤
電話 0265-85-5931 ファックス 0265-85-6100
- ◇ 宮田村教育委員会事務局こども室子育て支援係
担当 平澤、穴澤 (すこやか福祉センター内)
電話 0265-85-4128 ファックス 0265-85-5701

